

清須市利用者負担額(保育料)基準額表

階 層 区 分		月額保育料 (単位:円)		
定 義		3号 (3歳児未満)		
		標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0		
第2階層	市民税非課税世帯	0		
第3階層	市民税所得割課税額	48,600円未満	8,000	
第4階層		97,000円未満	22,000	21,600
第5階層		169,000円未満	32,000	31,400
第6階層		301,000円未満	47,000	46,200
第7階層		397,000円未満	52,000	51,100
第8階層		397,000円以上	55,000	54,000

◎令和元年 10 月から、教育・保育給付2号認定(3歳児クラス~5歳児クラス)の方は保育料が無償となりました。ただし、給食費等は実費負担となります。

【備考】

- ① この保育料は、保育園、認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設等に通う利用者が対象となります。
- ② 私的契約児については、世帯の市民税所得課税額に関わらず、次に掲げる保育料となります(市立保育園)。
3歳児…25,200円 4歳児及び5歳児…18,400円
- ③ 延長保育を利用したお子さんについては、上記金額以外に延長保育利用料が必要です。
- ④ お子さんの年齢が年度途中で3歳に達して2号認定に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の保育料となります。

【第2子軽減について】

- ⑤ **3~4階層の世帯**については、きょうだい(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)がいる場合、2人目のお子さんの保育料は無料となります。
- ⑥ **5~6階層の世帯**については、きょうだい(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)がいる場合、2人目のお子さんの保育料は1/2となります。
- ⑦ **7~8階層の世帯**で、0歳から小学校就学前までの間に保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等を利用しているきょうだいがいる場合、2人目のお子さんの保育料は1/2となります。

【第3子軽減について】

- ⑧ 同一世帯(生計同一世帯含む)にお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)が3人以上(3歳未満児を1人以上含む場合に限る)いる場合には、当該児童のうち、その出生のもっとも早い順から順に数えて3人目以降のお子さんの保育料は無料となります。

【ひとり親世帯等について】

- ⑨ ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯の保育料は次の表のとおりとなります。
次の表に該当する世帯において、きょうだい(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)がいる場合、2人目以降のお子さんの保育料は無料となります。次の表に該当しない世帯の保育料については、上記基準額表のとおりで、2人目以降のお子さんの保育料の軽減については⑥~⑧のとおりです。

階 層 区 分		月額保育料 (単位:円)	
定 義		3号 (3歳児未満)	
		標準時間	短時間
第3階層	市民税所得割課税額 48,600円未満	2,100	
第4階層	第4階層のうち 市民税所得割課税額 77,101円未満	6,600	